

研究論文

株式会社の形成

柿 沢 昭 宣

On the Advent of the Stock Corporation

Akinobu KAKIZAWA

【要 約】 よく知られているように、株式会社の発生は、1602年設立のオランダ東インド会社にもとめられるというのが学会の定説である。定説とされている理由は、株式会社が資本の大量動員に適した会社企業であって経済活動の発展とともにその重要性をいちじるしく高めてきているなかで、このオランダ東インド会社は今日の株式会社の形態的特徴をほぼそなえていて、その後の株式会社の形成に大きな影響をあたえたという点にある。しかし、株式会社の発生についてのこのような説明には、資本の大量動員に資するなら別の会社形態でもよかったのではないか、いいかえれば株式会社の形成は歴史上の偶然事にすぎなかったのかという疑念をよびおこす。

しかし、株式会社の本質は諸人格の結合体というより、無数の資本の結合体というところにあり、したがって特定の諸人格から自立した会社企業が株式会社にはかならないといってよいから、株式会社は、近代的銀行制度の発展と歩調をあわせるようにして形成され、発展してきたというのが株式会社形成の実相なのである。なぜなら、株式会社に結集した資本はその持ち手たる人格から自立した資本というあり方のうちにあり、この資本の人格からの自立化をおしすすめたのが、この近代的銀行制度だったからである。近代的銀行制度は、社会のあらゆる遊休資本を自らのうちに集積する一方で、それを資本市場に投ずることによって、社会の貨幣資本という貨幣資本に、その持ち手の努力や才覚を超越した均一の利子率を賦与し、かくして資本の人格からの自立化を実現させることになったからである。

§ 1 序

株式会社の形成とはいうまでもなく、株式会社の歴史的形成のことであり、ふつうには株式会社の起源もしくは発生といういい方で取扱われている問題である。

株式会社の起源は、よく知られているように、1602年のオランダ東インド会社の設立にさかのぼるというのが教科書に採用されている見解であり、したがって学会の定説となっている見解である。だが実は、このほかにも1407年設立のイタリアのサン・ジョルジオ銀行に株式会社の起源をもとめるひともいれば、1553年設立のイギリスのロシア会社に起源をもとめるひともいるのである。ある見解が定説であるということはそれ以外の説をとるひとがいるということであるから、もっとこまかく文献を渉猟すれば、このほかにもさらに株式会社の起源をあげることができるであろうが、これらの株式会社の起源もしくは発生をたずねようとする見解群のほとんどすべてに共通する特徴は、ひとつの特定の会社の設立に、したがってある特定の年度に株式会社の発生をみようとしているということである。

これは株式会社のいずれかの形態的特徴に注目し、この特徴を最初にそなえた会社の出現とその設立年度を株式会社の起源とみなすというかんがえかたにもとづいている。したがって、なにをもって株式会社の本質的特徴とみなすかについての論者の見解によって、いくつもの起源論が存在し、かくしていまだ株式会社の本質が普遍的に把握されていないことを意味するとともに、これらの起源論はすべて、資本主義経済の発展とともにその内的必然性によって株式会社制度が徐々に発展してきた、というふうにはかんがえられていないことを意味している。

たとえば、大隅健一郎は『株式會社法變遷論』のなかで、そのへんの事情をイギリスの株式会社の起源についてこんなふうのべている。

ジョイント・ストック・カンパニーが本来の株式會社と解しうるかどうかについては、大塚久雄氏の詳しい研究がある（「株式會社発生史論」194頁以下）。これを肯定する學者は、イギリスにおける株式會社の起源を1553年のロシア會社の創立に求めるが（例えば Brentano, *Eine Geschichte der wirtschaftlichen Entwicklung Englands*, II, 1927 S. 173ff.）多くは漠然とイギリス東印度會社において第一次合本の形成された1613年にこれを求めているようである。これに反して大塚氏は株式會社概念の本質的標識は株主の有限責任にあるものとされ、ジョイント・ストック・カンパニーと株式會社を同一視する見解をつよく否定すると同時に、イギリスにおける株式会社の成立を「破産者に關する布告の條例」により全社員の有限責任制がみとめられた1662年にあるものとされる（前掲書231頁492頁）。⁽¹⁾

しかし、わたしたちはすでに、株式会社の本質は、全社員の有限責任制などにあるのではなく、株式会社は会社とはいいいながら諸人格の結合体というよりむしろ無数の資本の結合体というところにこそあるということを知っており、したがって社員としての特定の諸人格からは自立している会社企業が株式会社であるといつてよいのである。⁽²⁾

株式会社の形成

株式会社に結集した資本はその持ち手たる人格から自立した資本というあり方のうちにあるのであり、このあり方のうちにある資本は、その持ち手の努力や才覚とは無関係に一定率の追加的価値を生むものとなっているのである。そして、このような資本のあり方が近代的銀行制度によってはじめて実現されるあり方であって、マルクスが『資本論』のなかでのべていることは、よく知られている。⁽³⁾ すなわち、近代的銀行制度が媒介することによって、社会の貨幣資本という貨幣資本は、その所有者の人格的拘束を脱してあまねく貸与・充用されるようになり、所有者の努力や才覚を超越した均一な利子率をうけとるものとなったのである。

だから、株式会社の形成は、これもマルクスの指摘するように、⁽⁴⁾ 近代的銀行制度もしくは信用制度が徐々に発展したものであり、ある年度に突然発生したというものではないとすれば、おおくの論者たちの主張とはまったく異なり、株式会社は、近代的銀行制度の発展と呼応するようなかたちで、すこしずつ発展してきたとみなすべきであり、歴史上のある会社、ある年度において突然発生したとかがえるべきではないのである。

しかし、株式会社がすこしずつ形成され発展してきたとかがえる論者も皆無というわけではない。それはたとえば W.R.スコットであって、スコットは、1720年までのイギリスのジョイント・ストック・カンパニーの形成史を詳細に研究して、イギリスの株式会社の発展過程をこんなふうにとまとめている。⁽⁵⁾

(i) 1553年から1560年までの株式事業——ロシア会社とアフリカへの冒険者連盟——の資本は10,000ポンドであって、当時の推定された国富の0.013%でしかなかった。

(ii) 1695年までには、株式会社の名目資本は推定国富の1.3%に増加した。

(iii) このたった8年後には、株式会社の名目資本は2倍となり、1717年にはさらに2倍となって、2千万ポンドよりすくなくはなかった。

(iv) 1720年末には、南海会社の国債転換により増加された資本と当時新たに設立された会社に払い込まれた資本額をくわえると、株式会社の名目資本は5千万ポンド以上であり、それは推定国富の13%にたった。

しかし、このスコットの研究には、さきに引用した文章のなかで大隅健一郎がのべているように、ジョイント・ストック・カンパニーは株式会社ではないという、株式会社論の泰斗たる大塚久雄の浸透力のある反論が提出されている。そこで本稿では、この大塚久雄の反論を手ばやく検討したのち、スコットが究明したイギリスのジョイント・ストック・カンパニーの発展が、イギリスの近代銀行制度の発展とほぼ正確に照応していることを示したいとおもう。

§ 2 ジョイント・ストック・カンパニーは株式会社ではないか

大塚久雄は、まずジョイント・ストック・カンパニーの概念をつぎのように規定して、それが株式会社と異なることを主張している。

さて、以上の分析によってわれわれの到達した結論は次のようである。会社形態としてみるならば、すなわちただ「資本の集中形態」という観点から見れば、パートナーシ

ップと joint-stock company との間には、——後述するとき1662年以降 joint-stock company へ有限責任制が導入せられたばあいは今しばらく除けば——何ら本質的な差別は見出されなかった、と。しからばこの両者の間に存在する相違は何であるか。いうまでもなく、単に joint-stock company が「カムパニー制」の外枠をもっているということのみであった。そこで、われわれはこういうことが出来るであろう、joint-stock company とは、カムパニー的外枠の中に押し込まれた、ないしはその土台の上に築かれたパートナーシップ制、あるいはかかるものとしての特殊イギリス的な会社形態であった、と。(大塚久雄『大塚久雄著作集第一巻』)。(6)

ここで、パートナーシップというのはいわば法人格なき合名会社とでもいうべきものであるが、カムパニーというの「そのメンバーの個人制を超えた法人格をもつところの公的自治団体」(7) のことであって、公的というのには公共的 (public) という意味にほかならない。

大塚久雄はようするに公共的商人団体の全成員がパートナーとなった合名会社が joint-stock company であるとみなしているものであり、そして、このかんがえは、ジョイント・ストック・カンパニーの生誕を中世以来のパートナーシップ制度が制規組合のギルド的外枠に接木されたものとみるスコットの見解に完全に一致する、とのべている。(8)

なおここで、制規組合 (regulated company) とは、それぞれ独立に営業する商人たちを統制するとともに彼らにあたえられた特権を守護するギルド的自治団体のことをさしている。(9)

たしかに、スコットがジョイント・ストック・カンパニーの生誕をパートナーシップ制のうえに制規組合が接木されたものにみていることは事実である。(10) しかし、それはあくまでもジョイント・ストック・カンパニーの起源について語っているのであって、他方でははっきりと、ジョイント・ストック・カンパニーとパートナーシップとのあいだには明確な区別があるとのべているのである。スコットは、当時の株式 (share) が今日のように資本のいくつかの単位という意味ではなく、全事業のかなりの部分という意味で使用されており、したがってジョイント・ストック・カンパニーは拡大されたパートナーシップとみなされるかもしれないことわりながらも、この両者のちがいをつぎのようにまとめている。(11)

(1) ジョイント・ストック・カンパニーにおける株主は、資本家であって事業を統御するものであるが、個人的に経営 (management) にくわわることはない。

(2) ジョイント・ストック・カンパニーは、株主総会の命令を介して事業の遂行のための諸規則をそなえており、このことはパートナーシップの即決的な、しかし公式性のすくない意思決定と区別される。

(3) 株主が自由に売買される市場が形成されつつあった。当初のジョイント・ストック・カンパニーのほとんどが排他的な会社としてはじまっており、株式は成員が相互に知己であるようなひとに売却された。しかし、株式の払い込み請求がなんとか要求されるようになると、株式の売却はもっとも多額の払い込み金を申し出るひとびとにたいしておこなわれるようになったとおもわれ、そのかぎりにおいて相対的に株式の自由市場が存在したとおもわれる。ただし、株式の売買は頻繁にはおこなわれなかったものとおもわれる。

株式会社の形成

(4) ジョイント・ストック・カンパニーは時間的永続性と共通の印章をもっていた。

このスコットの指摘は、ジョイント・ストック・カンパニーは決してパートナーシップなどではありえず、未発展な段階にとどまってはいるものの、株式会社にまぎれがないということをはっきりと語っている、ということが出来る。

ジョイント・ストック・カンパニーの株主は全事業を統御はするが個人的に経営にくわることがないとすれば、彼は事業当事者というより資本の代表人格にすぎないものといえ、かくしてジョイント・ストック・カンパニーは諸人格の結合体というより、無数の資本の結合体もしくは単に資本の代表人格にすぎないものとしての、そしてそのかぎりでの諸人格の結合体といえるものだったのである。つまり、本質的にいえば株式会社だったのであり、事業当事者の結合体としてのパートナーシップなどではなかったのである。

つぎに、ジョイント・ストック・カンパニーがはっきりと意識された諸規則にしたがって経営がおこなわれていたのにたいして、パートナーシップが即決的ではあるが公式性を欠く意思決定にもとづいて共同事業が遂行されていたとすれば、このことは、パートナーシップがちょうど家族のように利潤以外の非経済的紐帯でむすばれた結社であったのにたいして、ジョイント・ストック・カンパニーはこのような紐帯を欠いている多数の独立した諸人格のあいだの共同事業であった、ということの意味している。なぜなら、共同事業の遂行においてははっきりと意識された規則を必要としないということは、事業の関係者のあいだで暗黙の合意が存在しているということではなければならない、そしてその逆は逆となるからである。だから、パートナーシップが暗黙の合意で結合している少人数の結社であったのにたいして、ジョイント・ストック・カンパニーは、そのような合意の存在しない、いわば見ず知らずの多数の人格のあいだの団体だったのである。このジョイント・ストック・カンパニーのあり方は、単に資本の代表人格という資格でのみ結集している株式会社にまさるにふさわしいということが出来る。

もっとも重要なのは、株式の自由売買がまれにはあるがおこなわれはじめていたという指摘であって、ジョイント・ストック・カンパニーは、諸人格の結合体ではなく諸資本の結合体であるからこそ、どんな資本も会社の社員資格をその身にそなえていて、かくして株式の第3者への自由譲渡が出現するのである。すなわち、ジョイント・ストック・カンパニーは株式会社そのものにほかならないのである。

最後に、ジョイント・ストック・カンパニーの時間的永続性と共通印章の使用ということであるが、まず、ジョイント・ストック・カンパニーが人格の結合体ではなく資本の結合体であるからこそ時間的に永続するということはずぐわかる。人格的な結合体であれば、それはなによりもまず絶対的に人間の寿命によって限定されるということ以外にも、構成員のそれぞれの個人的事情によって、しばしばこの結合体の組み替えを余儀なくされるはずだからである。つぎに、ジョイント・ストック・カンパニーは共通の印章をつかったということ、したがってパートナーシップはそのようなものを使用しなかったということであるが、ジョイント・ストック・カンパニーが無数の資本の結合の結果として単一の巨大な資本としてあるとすれば、共通の印章をつかうのは当然のことである。このことは、資本の結合体ではなくて人格の結合体すなわち団体としてあるときにも、まったく同等に妥当しなければならない。ところが、パートナ

シップは共通の印章を使用しなかったというのであるから、それは、団体自体が事業当事者となる会社ではなく、したがって合名会社として理解されるのは適切ではなく、むしろ構成員の各々が事業当事者である任意組合のごときものとして把握されるべきようにおもわれる。⁽¹²⁾

さて、大塚久雄は、ジョイント・ストック・カンパニーをカンパニー的外枠の上にきずかれたパートナーシップと規定したのち、ジョイント・ストック・カンパニーの属性の検討にうつり、彼が株式会社ならもっているとかがえている諸属性のひとつひとつについて、ジョイント・ストック・カンパニーがそれらを保有していたか否かをみさだめている。⁽¹³⁾

周知のように、大塚久雄は全株主の有限責任制を株式会社の本質的属性とみなすものであるが、そのほかに株式会社の属性として検討しているのは、取締役会のごとき会社機関の存在と譲渡自由な株式制のふたつである。

そこで、まっさきに有限責任制の有無について検討がくわえられているが、大塚久雄の結論はこういうものである。ジョイント・ストック・カンパニーは、カンパニーとしての制度上の義務として、たてまえ上全成員が追加的徴収に応じなければならないことになっていたが、したがって無限責任の下におかれていたが、一般成員はふつうこの追加的徴収を不履行ないしは拒否し、カンパニーの重役団のみが無限責任をひきうけていた。したがって、一般成員は事実上の有限責任下にあったのであり、その結果、ジョイント・ストック・カンパニーは事実上では合資会社としてあったといえる。しかし、1662年の「破産者に関する布告の条例」の布告以降においては、全成員が有限責任とされることになったので、このとき以降のジョイント・ストック・カンパニーは株式会社にはかならない。

しかし、すでに明らかにしているように⁽¹⁴⁾ 本稿のかんがえによれば、株式会社の本質的属性が全社員の有有限責任制にあるという、この大塚久雄の見解は単に恣意的なおもいこみでしかない。というのは、有限会社もまた全社員が有限責任であって、全社員の有有限責任制ということが独り株式会社の属性でないことは、だれの目にも一目瞭然だからである。もしひとあつて、有限会社は立法者によって人為的につくりだされた株式会社の模造物、したがって株式会社の特殊形態でしかないというなら、なぜ株式会社とは異なるそのような特異物をつくる必要があったのかという反論が提起されなければならない。そして、この特異物である有限会社が株式会社と根本的に異なる点はどこにあるのか、ということが明らかにされねばならない。なぜなら、株式会社では不都合であるからこそ、いいかえれば株式会社の社員すなわち株主とは異なった経済的背景を背負っている経済主体の要求に合致しないからこそ、そして株式会社ではかなえられない要求をもつこれらの経済主体がかなり広範に存在していたからこそ、株式会社の特異物としての有限会社が生みだされたはずだからである。事実、わが国における各種の会社形態のあいだの利用状況は、有限会社が株式会社に匹敵する重要度をしめして、有限会社を単なる株式会社の特殊形態として捨象するわけにはいかないからである。

そこで、株式会社と有限会社とのあいだの種差はなにかということになるが、かたわらにある会社法の任意な書物にちょっと目をとおせばすぐわかるように、それは、株式会社にあつては社員権が自由に譲渡することができ、かくしてなんびとをも社員として受け入れる開放的な会社であるのにたいして、有限会社にあつてはこの社員権の自由譲渡が否定され、かくして閉

株式会社の形成

鎖的な会社であるという点にある。ちなみに、わが国の有限会社法においては、この社員権の同僚社員への譲渡は自由であるが、第三者への譲渡は社員総会の承認を必要とするとともに(有限会社法第19条)、社員の総数は50人以下に制限されているのである(同法第8条の①)。

さきにのべたように、株式会社において社員権が自由に譲渡できるのは、株式会社の本質が諸資本の結合体であるということのためにほかならず、諸資本の結合体であるからこそ、社会に存在する資本という資本はその持ち手を問うことなくここに参画することができるのである。したがって、社員権の譲渡を制限している有限会社は、諸資本の結合体というべきものではなく、いまだ諸人格の結合体でしかなく、かくして合名会社や合資会社と同位置にあるものであって、閉鎖的会社のひとつなのである。

このように、全社員の有限責任制ということは、決して株式会社を他の会社形態と区別する種差となるものではないが、資本の結合体としての株式会社がその真のあり方に達するためには、この属性がぜひとも必要であったということは等閑にふされてはならない。というのは、有限責任制は、株式会社の社員からその人格性をはぎとり、資本の代表人格にすぎないものとしての普遍性を賦与するものだからである。あるいはいいかえて、株式会社に結集した資本がその持ち手から独立し資本の結合体としての自立性を獲得するためには、有限責任制は不可欠の属性だからである。なぜなら、社員の責任が無限責任では、そこではまだ、いわばまったき人格がものをいっているからである。

しかし、有限責任制はあくまでも属性であって株式会社の本質などではなく、大塚久雄は本質と属性というこのふたつの概念の差異の自覚を欠き、株式会社の本質をいまだ把握するにいたっていないのである。もし仮に有限責任制が株式会社の本質であるとすれば、一般にそうみなされ、彼自身もそうかんがえている株式会社の他の諸属性、たとえば取締役会のごとき会社機関の存在、譲渡自由な株式制、確定資本金制および会社の永続性などといったことが有限責任制から自然必然性にみちびきだされるはずであるのに、それはまったく不可能であって、逆に有限責任制はある本質の属性にすぎず、その本質は諸資本の結合体であるとみなせば、いまあげた諸属性はすべて説明できるのである。

たとえば、株式会社は諸人格の結合体というより諸資本の結合体であるからこそ、専門の経営機関が不可欠であってそれが取締役会にほかならず、またその所有者としての諸人格からは自立した資本の結合体であるからこそ、会社財産は独立化して確定資本金制が成立するのである、というように。譲渡自由な株式制や会社の永続性もまた、この諸資本の結合体という株式会社の本質から由来するものであることは、さきにのべたとおりである。

つぎに、大塚久雄はジョイント・ストック・カンパニーが取締役会のごとき会社機関と譲渡自由な株式制というふたつの属性を具備していたか否かを検証し、萌芽的形態にあったという限定をつけながらもこれを肯定して、結論としてこうのべている。

以上の事実から、帰結することはこうである。会社形態について見ると、1662年以前においては joint-stock company は、集中型であれ分散型であれ、ともかく「マグナ・ソキエタス」の類型に属するものであった。しかも、会社機関と株式制の萌芽をそなえて、

まさに「先駆会社形態」とよばれるべきものの域に達していた。そして前述の1662年の条例によって、全社員の有限責任制が確立せられ、したがってそれ以後の joint-stock company はまさに「株式会社」であったのである。⁽¹⁵⁾

ここで、マグナ・ソキエタスというのは合資会社をさし、その分散型とは有限責任社員の出資が外面上は合名会社の社員個人にたいして匿名的におこなわれるが、事実上はこの社員を通して合名会社企業のなかに組入れられているばあいであり、集中型というのは有限責任社員の出資が上述のように社員個人ではなく合名会社そのものにたいしておこなわれるばあいである。

一見してすぐわかるように、ここには大きな矛盾がのさばっている。joint-stock company が合資会社であるとすれば、会社業務の執行は無限責任社員がおこなうものであって、かくして専門経営機関としての会社機関は必要ではなく、また合資会社は社員としての特定の諸人格に閉鎖的に所有されている会社であるから、社員権を第3者に譲渡するときには無限責任社員全員の承諾を要するとされていて（商法第154条）、社員権（株式）を自由に譲渡することはできないはずなのである。

かくして、大塚久雄が1662年以前の joint-stock company は株式会社ではないと言明している主張はまったくの誤解でしかなく、joint-stock company はその完成にむかって発展しつつあった株式会社にはほかならない、ということができるのである。

§ 3 近代銀行制度の発展とジョイント・ストック・カンパニー

(3.1) 初期金融仲介業者の時代

序でふれたように、W.R.スコットは英国のジョイント・ストック・カンパニーの始祖を1553年に設立されたロシア会社とアフリカ冒険者連盟にもとめ、ロシア会社は制規組合からの発展であるが、アフリカ冒険者連盟はパートナーシップからの発展であるとみなしている。⁽¹⁶⁾ そして、1553年という同一年度に2つのジョイント・ストック・カンパニーが形成された理由として、当時、宗教改革によって宗教のくびきから解放された資本が高収益によって海外交易に注目するようになり、海外交易をおこなうためには資本の大量動員が必要とされた、という事情をあげている。⁽¹⁷⁾

株式会社の成立史のうえで、本稿が歴史の最初の旋回点を形成したといえるほどに重視したいできごとは、ジョイント・ストック・カンパニーの始祖としてのこのふたつの会社が設立されたということより、1000人弱（正確には954人）もの株主が応募したといわれる、1617年の英国東インド会社の第2次合本における資本の公募である。なぜなら、まさにここで無数のひとびとが自己の資本の使用を一面識もない事業者にゆだねるという状況ができあがっていて、その結果として無数の資本の結合体としての株式会社がはじめて現実的に成立したことを意味しているからである。スコットはこのできごとをこんなふうで紹介している。

ロシア会社と東インド会社はまもなく運命のひとつの変化を経験する予定になっていた

株式会社の形成

が（オランダ商人との競争によって苦境におこまれること——注）、1617年にはこの予兆はなにもみえなかった。その年に、新たな株式の引受けが後者によって募集され（それは8年間のあいだつづくことがもくろまれていた）、そして954名の人々が1,699,040ポンドの出資をひきうけた。請け合われたこの資本額は、公衆が自由に投資する条件がととのったということをしめして、おなじことを示すさらなる証拠は、つぎの年（1618年）におけるアフリカ会社の形成においても見いだすことができる。資本は、そうみえたほどには、大きくありあまっていたようにはみえない。織物取引における損傷はつづいて、事業活動は、織物産業の縮小によって自由となり、投資のための新分野をもとめている富によらねばならない。現実が起こったように、もしそれらの諸分野がもうからないとわかれば、1617年に発生したとみてよい恐慌は破壊的威力をたかめたとおもわれる。⁽¹⁸⁾

このとき、どんなひとびとが株式の引受けに応じたかという点については、G.アンウィンが『経済史における諸研究』のなかでこうかきとめている。「公爵や伯爵たち、爵位ある婦人たち、枢密顧問官や判事たちが率先し、そして一群の騎士や牧師たち、寡婦や老嬢たち、卸売商人や小売商人たちがその模範にしたがった」、と。⁽¹⁹⁾

きわめて多数のひとびとが一面識もない事業者に自己の資本の使用をゆだねるということは、いうまでもないことだが、貸与されたり、その使用をゆだねられた資本は、まちがいなく返還されまた忠実に資本として使用されるという信頼がいわば宗教のごとくに牢固としてひとびとのあいだに確立していなければならない、ということの意味している。そして、このような信頼が確立されるためには、商品の信用販売や資本の貸与や使用の委託が広範囲なひとびとのあいだで日常的におこなわれている、ということではなければならない。商品の信用販売や、資本の貸与や使用の委託が広範囲な地域にわたって日常的におこなわれているということは、近代的商取引が広範囲な地域において日常的におこなわれていること、かくしてこのような商取引をとまなうという点で近代的な生産したがって近代的産業が広範囲に勃興している、ということの意味している。だから、1617-18年という時点において、ジョイント・ストック・カンパニーの株式の引受けに1000名弱ものひとびとが応募したということは、当時の英国では信用取引をとまなう近代的な生産が広範囲におこなわれていたということなのである。その結果として、きわめて多数のひとびとのあいだで商品の信用販売や資本の貸借についての信頼がいわば宗教のごとくに堅固に確立していたのであり、スコットが公衆が自由に投資する条件がととのったというのはこのことをさしているのである。

事実、16世紀末から17世紀初期の英国において、羊毛工業が英国全土に広く普及しており、かくして高度に発展していたということは、だれもがひとしく指摘するところである。たとえば、さきに引用した G.アンウィンはそのありさまをこんなふうのべている。

シェークスピアの時代（1564年-1616年——注）以前の2世代のあいだに、織物産業は西部や北部の農村地域に急速に普及していて、産業のはるか昔からの中心的諸都市の大きな脅威となるほどであった。都市の職人たちはこの競争にひどく不満であった。都市の雇

い主たちは、農村の織工の増殖をふせぐこともできなかつたし、またたぶんふせぐことをのぞまなかつたけれども、製造のコントロールと生産物の販売は自己の掌中に維持しようと欲した。ノリッジ、シュルーズベリおよびヨーク、ウースターの5つの主要都市、そしてサマセットの3つの指導的織物センターは、資本家たちがこれらの諸地域の近郷の農村に住みつくことをさまたげ、かつロンドンの商人たちや外国商人たちが農村の織工たちと直接取引をすることをさまたげる目的で、議会の諸法令を獲得した。おなじ目的で、特許権をあたえられた諸団体が設立され、都市の諸規制が形成された。しかし、その拡大傾向はあまりにつよく、かくして統制されることはできなかつた。そして、この都市の保護のための立法がそこに統合されていた、1555年と1558年の織工法においては、北部の諸州の全部とウェールズ、コーンウォール、サフォーク、ケント、およびストラウド溪谷の全部を、そのような諸制限から免除することがのぞましいということが認定されていた。すこし後に、エセックス、ウィルトシャー、サマセットおよびグロスターシャーの織物諸地域が自由領域にくわえられ、そして1624年には諸制限はすっかり廃止された。そのときまでに、織物製作の一定の分野がおこなわれないう州はほとんどなかつたが、産業の中心は主に、南東諸州、ウィルトシャー、グロスター、サマセットおよびデボン、ペニン山脈のランカシャーおよびヨークシャー山麓、そしてウェールズとの境界沿いであった。

織物製作諸地域のこの外輪圏のなかに、中部諸州が不断に増大する羊毛を供給した。
(G. Unwin, *Studies in Economic History*)⁽²⁰⁾

1624年に織物製作の地域的制限が完全に撤廃されたのは、いうまでもなく、このような制限法令が無意味となるほどに英国全土に織物産業が繁茂するようになったためにほかならない。

この織物産業の発展のなかで、商品の信用販売や資本の貸借といった信用取引はどれほど普及していたかという、おなじアンウィンはそれをこんなふうに証言している。

その時代（シェークスピアの時代——注）の典型的な働き手は、賃金のためではなく、利潤のために働く小親方であって、彼は同時に、彼自身の食料の一部を生産している小土地保有者でもあった。彼はたんに働き手のみであつたのではなく、一人の商人すなわち生産と消費とのあいだの接続を維持する諸商人の連鎖の最小の一環であつた。彼は一人の小資本家だったのであり、この小資本家は供給および需要と接触をたもつためにかなり大きな資本家たちの協力を必要とした。この依存が圧迫的なものになると、債務の形態——法外に高い条件でおこなわれた前貸しの形態——をとつた。ほんらい、資本の前貸しは異常でも圧迫的な行為でもなかつた。事実、それはたんに産業企業を信用のうえに基礎づけるというシステムのはじまりを意味するにすぎず、信用はそのとき以来実にとつともなく発展してきている。すでにシェークスピアの時代において、信用の授受は大規模な形態の産業や商業に従事しているすべての階層の日常的業務の一部であつた。羊毛仲買人はまだ成長していない羊毛にたいしてまえもって支払い、そのために農夫は羊の群れをふやしたということがあつたかもしれない。織屋（clothier）も商人に彼の商品を信用販売した。た

株式会社の形成

たとえばサフォークの織屋たちは1622年に、ロンドンの商人たちの倒産によって30,000ポンドもの多額の損失をこうむったといわれている。そんなに多くのひとびとが借入資本で取引をし仕事をおこなっていて、かつ価値における要因として時間の重要性がそれほど実践的に明白であったとき、利子についての中世的な非難は時代おくれになっていた。そして、世俗のおよび教会的偏見とのながながとした苦闘ののち、1571年に、議会はついに10%までの利子の支払いを合法化した。(G. Unwin, *Studies in Economic History*)⁽²¹⁾

資本の貸借が日常的に広範囲におこなわれ、数多くのひとびとが借入資本によって商売をいとなむという、この信用制度は17世紀に入るといっそう高度に発展し、スコットの記すところによれば、17世紀のはじめ以来、もっとも確実な担保付きの貸付の利子は10%であったのが、1614年には9%に下がり、1615年には東インド会社は短期貸付について8%で借りることができたといわれている。⁽²²⁾

この当時、法定利子率は10%にとどまっていたといわれるから、⁽²³⁾ 東インド会社が法定利子率以下の利子率で資本を借りることができたということは、最優良な貸付については自由な資本市場が成立していたことを意味していて、このことはさらに、一方ではこのような優良な貸付については資本所有者はすべて一面識もない借り手に躊躇することなくその資本をゆだねたのであり、かくして信用がひとびとのあいだで堅固に確立していたことを意味するとともに、他方その裏面においては、このような資本拠出者についてはその所有者としての人格を問うことなく同一の利子率があたえられるという点で、資本の人格からの自立化が成立しているということを意味している。

だから、1617年の東インド会社の第2次合本において1,000名弱もの株主が応募したということは、当時近代的信用制度が相当高度に発展していたということにはほかならないのである。

このように、近代的信用制度が発展すれば、社会に存在する資本という資本はその所有者たる人格から自立し、所有者の努力や才覚とは無関係にすべて同一の利子率をあたえられるようになり、かくして産業および商業資本家がみずからの意志のままに自由に大量の資本を調達することができるようになるのであるが、この資本の人格からの自立化を成立させたのが、序でのべたように近代的銀行制度なのである。というのは、銀行は社会に遊休している資本という資本をすべて預金という形態でみずからのうちに集中させたのち、それをもっとも必要としているところに、したがってもっとも高い利息を約束するところに貸出すことによって、社会の資本はその所有者の努力や才覚から独立した同一の利子率を稼得するものとなるからである。いいかえれば、ここにおいて資本はその私的性格を失って、社会の総資本の一環であるという社会的性格を身につけることになるのである。

しかし、17世紀はじめの英国においては、このような近代的銀行業は育つまでにいたっておらず、社会の金融仲介機能を担っていたのは、高利貸的性格をもった富裕な商人や代書人(scrivener)、およびブローカーなどであったといわれている。⁽²⁴⁾ これらの金融仲介業者はそれぞれ、彼ら独自の預金者や貸付者として貨幣の貸手と借手たちを抱えている、いわば個別的な貨幣市場を形成していて、彼らはこの個別市場のなかで独占者としてふるまい、かくして法

定利子率以上の高利率を課したのである。このへんの事情を、たとえば R.アシュトンはこのように描写している。

トニー教授が別の文脈のなかで指摘したように、債権者と債務者たちの諸関係を過酷にし、そして高利の問題を当時のもっとも刺激的な社会的論争点にしていたことにたいしてすくなく責任があったのは、この非人格的かつ制度的な信用機構（現代の信用機構がこれであるとする——注）の欠除であり、そしてその結果として、債権者と債務者とのあいだの金融関係のきわめて人格的な性質だったのである。

初期スチュアート朝のロンドンにおいては、貸し手と借り手を互いに接触させるための金融機構は完全に欠除していたということが示唆されているのではなく、たんにこの時期においては、そのような機構は相対的に初歩的であって、そして20世紀の貸し手や借り手がしたしんでいる機構よりはるかに普遍性と非人格性を欠いていたということが暗示されているにすぎない。このことはとくに、金融仲介者のもっとも一般的に利用されていたタイプであるブローカーについて真実であって、彼は手数料とひきかえに、自らはどんな特別な金融機能を遂行することなく借り手を貸し手と接触させたのである。このような職務がしばしば代書人の商売道具の一部だったのであるが、ロンドンの大部分の‘ブローカー’はたぶんもっと臨時的な性質のビジネスに従事していた。このゆえに、貸付け可能資金にたいする需要と供給の特定の諸側面についてのおおよその知識が唯一の必要資格だったのであり、かくしてこのブローカー機能は金融世界とかかわりをもつ任意なひとによって果されたとみてよい。(R. Ashton, *The Crown and The Money Market 1603–1640*)⁽²⁵⁾

だから、資本、厳密には貨幣資本はほとんどが金融仲介業者たちの人格的拘束下にあって、だからこそ彼らは恣意的に高利を課すことができたのであるが、資本の人格からの自立は局部的な実現の段階にとどまっていたのである。ここでは、たしかに預金もかなりひろくおこなわれ、しかも利子が支払われていたといわれているから、⁽²⁶⁾ 貨幣資本がひとつの商品となりつつあったのはまちがいが無い。貨幣資本がひとつの商品となりつつあったものとするれば、すべての預金者について同一の利子率が適用されるはずであって、かくして資本の人格からの自立化は一見成立しているようにみえるのであるが、ここで預金者すなわち貨幣資本の所有者は特定の金融仲介者を信頼してその使用をゆだねたのであって、今日のようにこの信頼が金融仲介者一般にたいして普遍的に確立していたわけではないのである。つまりここでは、貨幣資本の所有者はもっぱら、日常生活のなかで知己であって、十分な信頼をおくことができるような金融仲介者に預金し、資本の使用権をゆだねたのである。だから、貨幣資本は特定の人格としての特定の金融仲介者それぞれの背後に囲い込まれており、かくして貨幣資本は特定の金融仲介者の下に人格的に拘束されていて、この貨幣資本が再貸出しされるときには高利資本として現象したのである。

この、貨幣資本の所有者は日常生活のなかで知己であるような金融仲介者に預金し、金融仲

株式会社の形成

介者はこの貨幣資本を特定の借り手たちに高利で貸付けていたというのは、むろんあくまでも理論的な推測であるが、まったく根拠がないというわけでもない。たとえば、R.H.トーニーは、17世紀初期の英国において商人および国務大臣として著名であった L.クランフィールドの金融業務をつぎのように紹介している。

このビジネス分野の顧客としてふくまれていたのは、トーマス・コーリアト、法学院のリチャード・マーチン、クランフィールドの従兄弟であるエドワード・ランドール卿および彼の働かないでいる兵父リチャード・シェパードのような友人や親戚たち、イングラム、マッサム、ヘアーおよびベンといったタイプの商売仲間たち、そして最後にフランシス・ジェームズ卿のようなシティの大立物たち、グレイト・ファーム（関税の取立て請負い事業者のひとつ——注）の指導的人物であるフランシス・ジェームズ卿、もう一人の請負い事業者であるジョン・スウィナートン、トーマス・ベネット卿、ウィリアム・クレイブン卿およびウィリアム・カーティーン卿のようなシティの有力者たちから、小売商人たち、いく人かの農村郷紳たち、およびときおりには郷土という雑多な集団にまでおよぶところの、彼が個人的関係がほとんどないか、もしあるとしてもごくわずかな個人的関係しかない諸個人であった。彼は、彼らから預金を受け入れ、振出人もしくは第3者のために支払指図書——形式は標準化されていないが事実上の小切手——を引き受け、前貸しをおこない、手形を割引き、貨幣を両替し、そして貴重品を預かるかもしくは信頼されている金匠の保管の下に貴重品をゆだねた。(R.H.Tawney, *Business and Politics under James I, Lionel Cranfield as Merchant and Minister*)⁽²⁷⁾

だから、当時の金融仲介業者は個人的に接触のあるひとびとのあいだの銀行だったのであり、このことがそれ以降の金融仲介業者と異なる特徴だったのである。英国の初期銀行史研究家のあいだでは、たとえばさきの R.アシュトンが、金融仲介者としての大商人は特別の目的のための銀行家であって、受け入れた預金とその再貸出しとのあいだには直接的な結びつきがあったとか、金融仲介者としての代書人は長期で受け入れた預金を短期で貸出していた貸出しの小売業者であって、その業務は預金銀行業というより投資銀行業にちかかったというふうに性格づけ、英国の専門の預金銀行はのちの金匠銀行家 (goldsmithbanker) の出現までまたなければならなかったというふうにのべているが、⁽²⁸⁾ まったくの当て推量でしかないようにもわれる。

貨幣資本の所有者のほとんどが、日常生活のなかで知己であって十分な信頼をよせることができる金融仲介業者に資本の使用をゆだねるようになっていくとき、この状況からすこし大きく踏みだせば、日常生活のなかで知己でなくとも十分な信頼をおくことができる事業者には資本の使用を託すという事態が発生することは自然のなりゆきにはかならず、東インド会社の第2次合本において1000名弱もの株主が株式の引受けに応じたこと、また逆にいえば1000名弱の株主しか株式の引受けに応じなかったのは、このような事情にもとづいているのである。ここではまだ、日常生活のなかで知己であって十分な信頼をおくことができる金融仲介業者に自己

の貨幣資本の使用をゆだねるということと、日常生活のなかで知己でなくとも十分に信頼できる事業者に資本の使用を託すということのあいだには、まだとびこえるべき相当の距離をのこしていたのである。

(3.2) 金匠銀行家の時代

W.R.スコットは、1640年代の不況と市民戦争（1642年－1649年）は国家財政の赤字を併発させることによって極度の貨幣逼迫状態をひきおこし、これが金匠銀行家の発展をうながし、この金匠銀行家たちは、わずかの利子をつけて要求払い預金を受け入れ、その預金の一部を手形割引や前貸金のかたちで貸し出すようになったとのべている。⁽²⁹⁾ スコットはさらに付言して、金匠が預金銀行家として発展した理由について、当時市民戦争のために金匠たちは板金取引のほとんどを停止させられていて別の商取引をさがしていたこととか、小売商たちが盗難などの危険を避けるために貨幣の安全な保管場所をもとめていたことなどをあげているが、⁽³⁰⁾ これらはおそらく主要な理由ではないようにおもえる。

1640年代の英国において、それ以前の時代に貨幣を独占していた金融仲介業者にかわって、金匠が預金銀行業者として貨幣市場の前面におどり出たのは、英国産業の拡大と市民戦争の必要によって、従来より大量の貨幣を一度にまとめて借り入れなければならなくなったためだといってまちがいはないとおもわれる。生まれながらの貨幣の取扱い業者としての金匠は、従来の金融仲介業者が概して知人や親戚などからしか預金を集められなかったのにたいして、一面識もない一般市民からも貨幣材料つまり潜在的な貨幣を託されるものであり、かくして一面識もない一般市民からも預金を集めることができたはずだからである。

そして、スコットは1650年代に入るやいなや、非法人のジョイント・ストック・カンパニーが大量に形成されることになったということを記述し、この非法人のジョイント・ストック・カンパニーの大量形成の原因をふたつあげている。スコットが主たる原因とみなしているのは、市民戦争の消耗にもとづく資本不足ということであり、新産業ないしは新事業をおこすためには公衆からひろく資本をあつめるほかなかったというわけである。もうひとつの原因は、当時、政府から特許された法人会社はその会社がおかれている経済状況を検討するために時間をさきうる政府機関をまったくもっていなかったことから損害をうけている一方で、特許状によって確保されている諸領域内での航海をあえて危険をおかして遂行しようとする準備している資本家たちの集団がいくつか存在し、これらの集団はどれもが遠征の成果を妨害なく享受できるという根拠ある展望をもっていたということである。⁽³¹⁾ つまり、このような資本家たちの集団はあえて政府から法人格をえようとしなかったというわけである。

ちなみに、1650年－1655年のあいだに形成された非法人会社は、そのすべてがジョイント・ストック・カンパニーではなく一部はパートナーシップかもしれないことわりつつも、スコットがこれらの会社の一部としてかかげているのはつぎのごとくである。2つのアフリカ交易会社、すくなくとも4つの捕鯨会社、2つの東インド交易会社、5つの漁業会社、郵便事業に従事する2つのパートナーシップ、および政府に製品を納入するひとつの火薬製造会社などといったものだ。⁽³²⁾

株式会社の形成

しかし、資本家たちの数おおくの集団が、ある事業の収益性に一定のたしかな展望をもってしたが、その事業を遂行するための資本を保有していなかったのが公衆から資本を調達しようと企て、かつそれが実行できたということは、公衆の側において相当数のひとびとが自己の知己とはいえない事業者に資本を託すという心がまえができていた、ということではなければならない。そして、相当数の公衆が知己でない事業者に自己の貨幣資本を託す心がまえができていたとすれば、それは、すでに金匠銀行が相当程度発展していて、未知な公衆もひろく金匠銀行に預金し、かくして自己の貨幣資本の使用をゆだねていたということに、その発生の基盤をもとめるよりほかはない。ここでは、未知の公衆もひろく金匠銀行に預金するということを介して、貨幣資本の所有者たちのあいだにおいて信用が宗教のごとくに確立されつつあったのであり、そのかぎりにおいて、すなわち未知の公衆がひろく金匠銀行に貨幣資本の使用をゆだねるかぎりにおいて、資本の人格からの自立化も以前の段階から一步大きく踏みだしたとみなすことができる。けだし、貨幣資本の使用の委託が以前ほどには銀行家の人格に強固に依存することはなくなったとかがえることができるからである。

しかし、金匠銀行家が個人的信用において預金を集めていたことは疑う余地がない。金匠銀行家は、私的営業者としての貴金属取扱い業者の自然的発展物でしかなく、彼の取扱う預金商品は私的営業物にはかならなかつたからである。預金がいまだ金匠銀行一般にたいする信用であずけられていたのではなく、金匠銀行家個人の信用であずけられていたのだとすれば、この預金すなわち貨幣資本はそのかぎりにおいて依然として人格的に拘束されていることを意味している。そして、預けられた貨幣資本が金匠銀行家個人の人格的拘束下にあったとすれば、この金匠銀行家はこの貨幣資本を自己の独占物として貸出し高利を徴収したのであり、また産業資本家や商業資本家の方でもみずからの意のままに自由に貨幣資本を動員するということではできなかったのである。すなわち、金匠銀行家が貨幣資本を媒介するかぎりにおいて、資本の人格からの自立化は、以前の段階から一步大きく進展したといえるが、完全な自立化にはまだ相当なへだたりがあつたのである。

10%（1571年以降）、8%（1623年以降）、あるいは6%（1660年以降）に法定利子率は定められていたにもかかわらず、金匠銀行家が高利を徴収していたことは英国経済史や貨幣経済史研究者のあいだでは常識となっているが、たとえば E. ケリッジは金匠銀行家やそのほかの金融仲介業者が法律をかいくぐって高利を徴収していたありさまをこんなふうのべている。

わたしたちは、利子率がチューダー朝やスチュアート朝の規制によって統御されていたと期待することはできない。1545年の法令の前文はいつている、高利を禁じる以前の諸法令は‘きわめてわずかな効力もしくは効果しかなかつたのであり、その理由によってほとんどないかあるいはまったくない刑罰がこの諸法令の違反者たちを生んでいた、というよりむしろ違反者たちがこの諸法令を悪用するのを助長していた’、と。1571年の法令はいう。1552年の法令は、‘それがなすべきものと期待されたほどには大きく成功していなかつた、というよりむしろ先述の高利の悪徳が、つまり諸商品の販売や利子のやりくりにみせかけて、以前よりはるかにまさって充満していた’、と。わたしたちは、

法定利率が備忘録、法律書類および遺言書の財産目録などに引用されているのを目にしたとしても、だまされるべきではない。貸し手たちはしばしば、現実の利率を補足的な負担や譲与物の背後に隠蔽して、感じやすい良心に衝撃をあたえるかもしくは告発をまねくとおもわれる数字の引用をさけたのである。⁽³³⁾

スコットののべるところによれば、時代の降下とともに金匠銀行家の業務は大きく拡大し、1679年には金匠の為替手形は多数の偽物が流通するほどひろく普及し、1680年には東インド会社は4%と5%の中間の利率で資本を調達することができるようになり、翌年の1681年には3%で借りることができたといわれている。⁽³⁴⁾

金匠の手形が一般に普及し、多数の偽造物が流通するほどになったということは、すくなくともつぎのふたつのことを意味するとかんがえることができる。ひとつは、さきになんども言及したように、商取引に従事するひとびとのあいだで信用がちょうど宗教のように堅固に確立し、かくして未知な金匠銀行家が強固な信頼をよせられるようになり、単なる信用貨幣としての手形がひろく使用されるものとなったということであり、もうひとつは金匠銀行家が高利貸しとして厭悪されるものではなく、高度な信頼をよせられる信用機関として社会的に評価されるものになったということである。実際、たとえば R.D.リチャーズは、英国の銀行史研究における不朽の名著といわれる『イギリス初期銀行史』のなかで、ロバート・バイナーという1670年代の英国金匠銀行家の第一人者は数百人もの預金者をかかえていて、彼の顧客は英国全土におよび、婦人とりわけ未亡人の預金者が多かった、と証言している。⁽³⁵⁾

法定利率が6%であったときに、東インド会社が1680年には5%以下で、1681年には3%で短期資本を借りることができたということは、一方ではさきののべたように、最優良な貸付については自由な資本市場が成立している、このような貨幣資本の貸与者には確実に資本は返還され、かつ貸与者の人格を問うことなく同一の利率があたえられたという点で資本の人格からの自立化が成立していることを意味するが、他方においては東インド会社に適用される利率が1615年の8%から1681年の3%にまで大きく低下したというのであるから、この資本の人格からの自立化がその深度と厚さをはるかに高度化させたということの意味している。より多くの貨幣資本（の所有者）がこの資本市場にくわわっているからこそ、利率が半分以下に低下したということは自明とっていいからである。

そして、この自由な資本市場へのより多くの貨幣資本（の所有者）の参画は、全国の一面識もない無数のひとびとが金匠銀行家に貨幣資本の使用をゆだねるようになったという資本の自立化の高度化に正確に照応しているのであって、スコットが理解しているように、⁽³⁶⁾ 小切手が布地取引で利用されるようになった結果、この取引から遊離された大量の貨幣資本がその再度の充用先を見いだせなかったからだというのはきわめて皮相な解釈でしかない、といわねばならない。

こうして、金匠銀行家の発展の結果として貨幣資本の人格からの自立化は高度化して、スコットが指摘しているように、1695年末の英国では150社にちかいジョイント・ストック・カンパニーがあったことが知られているが、その85社以上が名誉革命後の1688年から1695年のあい

株式会社の形成

だに形成されたということになったのである。⁽³⁷⁾

しかしここでも、貨幣資本の大部分は金匠銀行家の独占的支配下にあり、かくして資本の人格からの自立化は未完の状態にあり、産業および商業資本家が貨幣資本を意のままに調達することはできなかった、ということはわすれてはならない。

(3.3) イングランド銀行の設立

イングランド銀行はおもてむきには、政府への貸付を主要な目的とする政府金庫として1694年7月に成立した。

当時の英国政府は名誉革命（1688年）後の混乱と対フランス戦争に由来する巨額な財政不足の状態にあり、この不足分を議会の交付金にたよっていたが、イングランド銀行は、120万ポンドというその資本金を、この議会の交付金の一部として政府に貸付けるということと引きかえに設立が許可されたのであり、120万ポンドというイングランド銀行のこの貸付は、1694年の政府への議会の交付金総額のはぼ1/4に該当した。⁽³⁸⁾ ちなみに、この政府貸付の金利は8%だったといわれているから、⁽³⁹⁾ 金匠銀行家は当時政府貸付にたいして6%の利子と4%の心づけをとったといわれていることをかんがえれば、⁽⁴⁰⁾ イングランド銀行の貸付は政府の利子負担を大きく軽減するものであって、それはまさに、マルクスがのべているように、⁽⁴¹⁾ 高利から国家を解放しようとするものにほかならなかったのである。

イングランド銀行は、法律上その業務として、資本金の120万ポンドを上限として貨幣を借入れることや、為替手形の取扱い、地金の売買、銀行の捺印した手形である捺印手形 (sealed bill) の発行、および約束された日もしくは3ヶ月後以内に返還されなかった貸付にたいする担保として預託された任意な諸商品の売却がみとめられていた。このほかにも、法律上正式に許可されたものではないが、当座預金手形 (running cash note) の発行、顧客の個人帳簿への記帳、顧客の振出し手形 (drawn note) の現金化などの業務をおこなった。⁽⁴²⁾ ここで、当座預金手形というのは持参人払いの約束手形であって後の銀行券となるものであるが、捺印手形というのは裏書と交付によって譲渡され、かつ持参人払いである点では現金手形と同一であるが利子付という点で異なっており、政府への貸付に用いられる一方で民間顧客へも預金と引きかえに発行されたといわれている。⁽⁴³⁾ だから、捺印手形は今日でいえば要求払いの譲渡性預金証書とでもいえるものと想定されるが、あまり流通することはなかったといわれている。⁽⁴⁴⁾ そして、振出し手形 (drawn note) というのは、いうまでもなく今日の小切手に該当している。

イングランド銀行の発行する手形が金匠銀行家の手形ともっとも異なる点は、すでによく知られているように、それがかならずしも鑄貨のうらづけのない信用発行であったということであって、イングランド銀行は預金額以上に貨幣を貸出すことができたのである。イングランド銀行が金属貨幣のうらづけのない手形を信用発行し、それが貨幣として流通しえたということは、一方では商業手形や金匠手形が信用貨幣としてそれまでひろく流通するようになっていたという歴史の累積を前提するとともに、他方ではこの信用貨幣の発券銀行たるイングランド銀行が社会的信頼したがって社会的協力のうえに築かれている社会的共同物であって、単なる私

的營業物ではないということの意味している。イングランド銀行はまさに、マルクスが正確にいいあてているように、「資本制的生産様式一般によってもたらされる最も人為的で最も発達した産物」⁽⁴⁵⁾ だったのである。イングランド銀行が社会的共同物であったからこそ、金匠銀行家に対応するのちがって、ひとはすべて銀行家の人格を問うことなく預金するということにもなり、設立後6年後にはその銀行業務は巨大にふくれあがり、「政府やシティおよび当時の商人たちにとってなくてはならないものとなっていた」⁽⁴⁶⁾ のである。

イングランド銀行が銀行手形を信用発行し、預金以上に貨幣を貸出したとすれば、それは、イングランド銀行が貸付資本を貴金属のしがらみから解放し、かくして金匠銀行家の独占的支配から解放したということの意味している。貸付資本がかならずしも金属貨幣のうらづけなしに生みだされるとすれば、貸付資本は産業資本家や商業資本家の要求にしたがって相対的に自由に創出されるということになり、こうしてここで貸付資本の創出者としての銀行は産業資本家や商業資本家の意向にしたがうものとなり、利子率もこの両資本家の許容する水準に低下するということになる。つまり、ここにおいて貸付資本は銀行もしくは銀行家の人格的拘束を脱して、完全に自立化するにいたったのである。いいかえれば、自由な資本市場が成立し、利子率はそこでの需給関係によって自由に決定されるものとなり、特定の諸人格によって恣意的に決定されるものではなくなったのである。たとえば、銀行史研究家の関口尚志は「金融制度の変革——イギリス市民革命における金融問題を中心として——」という論文のなかで、この画期的変化をつぎのようにかいている。

いわばブルジョワ独裁的な体制で発足したイングランド銀行が、当時のイギリス社会にあたえた客観的効果は、なによりもまず利子率の急落であった。とくに手形割引歩合をみると、創業の年内に内外とも六％となり、数年のうちには四、五％までさげてしまう。設立前後まで金匠銀行業者が九ないし十四％を要求していた事実と対比するとき、利子率の低落がいかに急激で決定的だったかがわかるであろう。

こうした利子のひき下げは、蓄蔵貨幣や遊休資金の動員と、それにもまして、大量な銀行券の発行によることがおきかった。割引といい発券といい、中世以来の大陸にはみられぬイングランド銀行の特徴であり、いずれも商業信用（ならびに手形の流通）を基礎としていることが注目されよう。それはともかく、この銀行が下院に提出した一六九六年十一月の貸借対照表によると、準備金三万六千ポンドにたいして発券残高は一六五万八千ポンドだったから、実に約一六〇万ポンドが追加的信用として創造されていたことになる。⁽⁴⁷⁾

本稿は、イングランド銀行の設立は英国社会のあらゆるひとびとから普遍的に遊休資本を預金として集積する一方でこれをもっとも高い利子率を提示する資本家に貸出すとともに、信用貨幣を創造するというふたつの信用業務をおこなうことによって、貨幣資本を人格なかんずく金匠銀行家から自立させ、かくしてそれを産業資本家や商業資本家が自由にすることができるものにしたとかんがえるものであるが、イングランド銀行の商業手形の割引業務が1760年ごろ

株式会社の形成

まで政府への信用供与にくらべてきわめて低水準にとどまっていたことから、英国産業の発展にたいするイングランド銀行の意義にかんして、わが国の信用・銀行史研究家のあいだで論争を生んでいる。むろん、一方はイングランド銀行の商業手形の割引業務が産業資本の成長を促進したという肯定論であるが、このばあい利率を引き下げることを通じて金匠銀行家の勢力をそぐということによって媒介的に産業資本の成長に貢献したと説かれるのである。もう一方は否定論であって、イングランド銀行はしょせんロンドンの銀行、政府の銀行でしかなく、それがロンドンの貨幣市場を支配したのは公信用をとおしてであって、ひろく国民的基盤をもつものではなかった、というふう論じられている。⁽⁴⁸⁾ ちなみに、設立当初のイングランド銀行の手形割引額は、貸付金額をくわえても年間一万ポンド強であったといわれるから、⁽⁴⁹⁾ さきに引用した関口尚志の文章のなかにみられる発券残高165万8千ポンドという金額にくらべれば、たしかにとるにたりない金額といわねばならない。イギリス本国の銀行史研究家であるR.D.リチャーズもまた、「(イングランド銀行の設立という)この重大なできごとは17世紀終了前の金匠銀行家の活動に影響をあたえるものではなかった」⁽⁵⁰⁾ とのべているのである。

そこで、たとえば田中生夫は『イギリス初期銀行史研究』のなかで、イングランド銀行が英国の産業発展にもたらした意義について、否定論に大きく身をもたせかけながらこんなふうにとまとめている。

以上で明らかにしたように、手形割引は多くロンドンの個人銀行やさらに商人によって営まれ、金融の逼迫時にはイングランド銀行が最後の貸手としてこれへの関与を高めたとするならば、これは割引市場の整備を示すものにほかならず、このようにしていまや産業資本は短期資金調達機構を掌握しえたというように考えることも、あるいは可能かもしれない。しかしながら、そのことは産業資本の発達が必ずしも十分でなく、商業資本の巨大な発展のなかに包摂され、むしろこれに従属していたことの反映にほかならないと考えるべきではなかろうか。イングランド銀行は政府やロンドンの有力な商人階層、すなわちシティの中小商人とは一線を画するいわゆる「金持ち階級」(monied interest)との取引を第一義としており、これらとの取引を通じて多量のイングランド銀行券を市場に供給した。これがシティの中小商人をして弾力的な手形取引や対地方取引を営ましめ、さらにこのことが地方の産業資本の発展を支持する方向に働いたというふうにもみるべきであろう。⁽⁵¹⁾

しかし、イングランド銀行設立の意義は、それが具体的にどんな取引経路を介して産業発展に寄与したかというふうにかんがえられるべきではないのだ。

利率が大きく下落して自由に変動するようになり、かくして貸付資本が自由に貸借される商品になったとすれば、すべての貸付資本は同一の利率をあたえられるものとなったのであり、したがってここでは貸付資本の人格からの自立化が完成されているのである。貸付資本の人格からの自立化が完成されているとすれば、当然それは金匠銀行家からの自立化もふくまれているのであって、産業資本家や商業資本家は貨幣資本を自由にすることができるようになっていたのである。つまりここでは、金匠銀行家と産業資本家および商業資本家の力関係は逆転して

いて、たとえ貸付資本の取引量が従前どうりであったとしても、以前は独占的支配力をふるった金匠銀行家は、もはや産業資本家や商業資本家の意志にしたがって従属的に貸付資本を供与するほかなくなったのだ。しかも、大きく下落した利子率においてだ。まったくおなじ関係は国家と金匠銀行家とのあいだの関係についても当然妥当し、以前は国家は巨大な金匠銀行家たちの奴隷であったとすれば、⁽⁵²⁾ いまや金匠銀行家は国家の意のままに貸付資本を供与するものとなり、国家の奉仕機関になりさがったのである。それも取引量を大きく減らされてだ。これでは、金匠や質屋たちが憤怒の叫びをあげたといわれるのも自明といわなければならない。だから、イングランド銀行の商業手形の割引額が寡少にすぎるとい現象はまったく問題とはならないのであって、もはや産業資本家や商業資本家はどこから貸付資本を調達しようとえらぶところはなかったのである。

イングランド銀行は、マルクスがかいているように、高利から商業および産業ならびに国家を解放したのであって、ちなみにR.D.リチャーズもまた、イングランド銀行の民間人にとっての有役性を、1695年にかかれた『イングランド銀行を奨励するための諸理由』という書物から引用して、つぎのように紹介している。

- (1) “どんな斡旋料や継続料もとることなく、譲渡抵当において5%で貸付けること”；
- (2) “外国為替手形や内国為替手形を、一定のものは3%でそしてそのほかのものは $4\frac{1}{2}\%$ で割引こと”；(3) “質を差し入れることによって5%で貨幣を貸付けること、しかるに今まではさし迫った必要におかれたひとのなかには質で借入した貨幣にたいして100%以上を支払うこともあったのである”；(4) “5%で「孤児基金」に貨幣を貸付けること、これはさまざまな孤児たちをすくっている”；(5) “「当選およびはずれた100万ポンドの富くじ券」に5%で貨幣を貸し付けること、これによって数多くのひとびとの差し迫った必要がみたされ、共同基金の与信が維持されている”。(R.D. Richards, *The Early History of Banking in England*)。⁽⁵³⁾

イングランド銀行が産業資本家や商業資本家に奉仕する近代的銀行として設立され、貨幣資本の人格からの自立化を完成させたといっても、それはむろん、設立後ただちにそのように機能したわけではない。当初は公衆の信用もとぼしく、かつ金匠や質屋たちの敵視にさらされていたとすれば、設立初期の時点においてイングランド銀行が近代的銀行としての地歩を確立しえなかったことは当然といわねばならない。さらには、当初のイングランド銀行は国家の金庫として設立されたにもかかわらず、対国家貸付についてなにかの独占的地位があたえられていたわけではなく、いくつかの類似銀行の設立計画によって不断の脅威にさらされており⁽⁵⁴⁾ また設立年度が最悪の経済不況の年であって生きのこったのが奇跡的なほどであったといわれている。⁽⁵⁵⁾ こうした初期の不安定な時期をぬけだして、近代的銀行としての安定した地位を確保したのは、さききのべたように R.D.リチャーズによれば設立後6年以降のことであったとされ、おなじく英国の銀行史研究家 J.H.クラパムは、さらに後年の1720年の「南海の泡沫」事件の後になってからだと推定している。⁽⁵⁶⁾

株式会社の形成

おそらく、この推定年度のちがいはイングランド銀行の社会的共同物としての確立の度合いのちがいを反映するものとおもわれ、安定した大銀行とはなっていたがまだ私的な金匠銀行の延長線にあるものでしかなかったのが設立後6年目以降の状態であり、私的な金匠銀行とは明確に一線を画し、はっきりと社会的共同物となったのが1720年代のことだったのではないかとかんがえることができる。というのは、田中生夫ののべるところによれば、イングランド銀行設立前後の1693-98年における金匠銀行券の流通量は200万ポンドを下らぬものであったというから、この金匠銀行券の流通量は、さきに引用した関口尚志の文章のなかにみとめられる、1696年におけるイングランド銀行の発券量165万8千ポンドを凌駕するものであるが、1720年代に入ると、金匠銀行家は「南海の泡沫」事件でその1/3が破産する一方で、イングランド銀行の発券量は300-400ポンド台に上昇している、といわれているからである。⁽⁵⁷⁾ 田中生夫が指摘しているように、1720年代においてイングランド銀行券の現金通貨としての地位は確立され、かくしてイングランド銀行の社会的共同物としての地位も確立したのである。

さて、貨幣資本を人格から自立させることをとおして産業資本家や商業資本家に奉仕する近代的銀行としてのイングランド銀行が、設立後6年以降に安定した大銀行となり、1720年代に入って資本家の奉仕機関というその社会的共同物としての地位を確立したとすれば、1695年においては株式会社の名目資本は推定国富の1.3%にすぎなかったのが、そのたった8年後には株式会社の名目資本は2倍となり、1720年末にはさらに急増して推定国富の13%にたつるほどになったというスコットの証言は、このイングランド銀行の発展とみごとに照応しているといわねばならない。設立後6年以降になって、イングランド銀行がなみいる金匠銀行家たちから一頭地をぬく大銀行になったとすれば、預金者すなわち貨幣資本の預託者は、金匠銀行家たちの人格的信用を超越する信用において預金するようになったのであり、かくしてここでは貨幣資本の人格からの自立化は従前の金匠銀行家の時代よりいっそう顕著におしすすめられたのであるが、金匠銀行家たちが預金や貸付などの対民間業務をイングランド銀行設立前とほぼ同水準でおこなっていたとすれば、まだここでは預金は金匠銀行家の人格的信用にもとづいておこなわれているのであって、貨幣資本の人格からの自立化は完成するにはいたっていなかったのである。つまりここでは、貨幣資本は人格的紐帯をつけているものもあればつけていないものもあるといったふうに、いわば境界状態にあったのである。そして、人格的紐帯をもたない貨幣資本が急増して、これまでの人格的紐帯をもつ貨幣資本と拮抗するほどになったからこそ、1695年からわずか8年後に株式会社の名目資本は2倍に増加することになったのである。しかし、1720年代に入りイングランド銀行が社会的共同物としての確固たる地位を確立し、金匠銀行家たちはもはや補足的もしくは周辺的な銀行業者でしかなかったとすれば、ここではじめて貨幣資本の人格からの自立化は完成し、ひとはすべて銀行業者の人格的信頼にもとづくのではなく、銀行一般にたいする普遍的信頼によって自己の貨幣資本の使用をゆだねるようになったのである。なぜなら、無数のひとつとがイングランド銀行という社会的共同物にその貨幣資本の使用をゆだね、したがって銀行家の人格を問うことなく預金しているとすれば、彼らのあいだで信用は宗教のようにそれ自体として成立しているのであって、そしてそうだとすれば、のこるひとつとのあいだでは信用が特定の人格にかんして特殊的に成立しているということは

なく、この後者のひとびとのあいだでも信用は人格を問うことなく普遍的にそれ自体として成立していなければならないからである。ここでは、ちょうど西欧世界においてキリスト教というひとつの宗教が他のあらゆる宗教を圧してひとびとのあいだで信仰されるようになったように、信用はその人格的紐帯をすっかり取りさって、信用それ自体として普遍的に成立するようになったのである。いいかえれば貨幣資本という貨幣資本はすべて人格からの自立化をなしとげたのだ。そして、この貨幣資本の人格からの自立化が完成したからこそ、1720年末にジョイント・ストック・カンパニーすなわち株式会社の名目資本は推定国富の13%にまで膨化したのである。

§ 4 あとがき

近代的信用制度したがって近代的銀行制度は、信用がひとびとのあいだで特定の人格に結びついて成立するのではなく、人格的紐帯を断ち切って信用をそれ自体として普遍的に成立せしめるという機能をはたすものであるが、英国においてこのように信用がそれ自体として普遍的に成立するようになるまでには、その背後において3世紀以上におよぶ羊毛取引を中心にしたイギリス産業の発展の歴史があったとってよい。

近代的産業と商業の発展は、それまで分離していたひとびとを物理的に近接させるだけでなく社会的にも近接させるようになるが、つまりひとをより社会的にするが、恒常的な商取引の継続は身勝手をゆるさない契約遵守的な人間を生みだす。いいかえれば、商取引という局面においては誠実な人間が生みだされるのである。マックス・ウェーバー的に乱暴に言えば、倫理的な人間が生みだされるということもできる。

契約遵守的な人間が商取引を恒常的におこなっているとすれば、取引者は代金の支払いは確実に当てにできるということになり、また生産もしくは営業が継続されるかぎり貨幣の支払いは遅れることになっても不都合はまったくなく、かつ貨幣の支払いの遅延のために生産もしくは営業を休止することはむだでしかないから、ここに信用販売がおこなわれるようになる。商品の信用販売がおこなわれるということは価値物が貸与されるということであるから、信用販売がおこなわれるようになれば、資本の前貸や商品を担保にした貨幣の貸付がおこなわれるようになる、とかんがえることができる。つまり、近代的な金貸し業がはじめられるのだ。

信用販売や貨幣や資本の貸与といった信用供与は、最初は当然、日常的取引における知己であって、十分な信頼をおくことができる商人や生産者にかぎられていたと想定することができる。ここではまだ、信用は特定人格にからみついて成立していて、決して人格から離脱することはなかったのだ。資本や貨幣は利子を取って貸付けられ、かくしてひとつの商品となりはじめてはいたが、この商品は人格を問うことなくなんびとも供与されるということではなかったのである。

しかし、近代産業の発展とそれにともなう信用取引の浸透と拡大は、商品としての資本や貨幣の流通範囲をおしひろげ、人格的に知己でなくとも十分に信頼できる事業者や銀行業者には商品としての資本や貨幣を供与するという事態が生じるようになる。このとき、商品としての

株式会社の形成

資本や貨幣は人格から自立しているのであるが、商品としての資本や貨幣が人格から自立しているからこそ、産業資本家や商業資本家は貨幣資本を自由にすることができるようになり、巨額を調達することが可能となるからである。

そして、商品としての貨幣資本が人格から自立して、人格を問うことなく貨幣資本が供与されて、その使用がゆだねられるようになったときに、株式会社ははじめて形成されるのである。なぜなら、株式会社は多数の人格の結合体というより、人格からは自立した無数の資本の結合体としてあるものだからである。

注

- (1) 大隅健一郎『株式會社法變遷論』有斐閣、1971年、26ページ。
- (2) 柿沢昭宣「株式會社本質論の再考察」学校法人大阪工大摂南大学、中研所報、第22卷、第2号（1988年）。
- (3) K. Marx, *Das Kapital*, Bd, III, Dietz Verlag, Berlin, 1983, S.620-621, 長谷部文雄訳『資本論第5卷（第3部下）』青木書店、1954年、856-857ページ。
- (4) K. Marx, *op. cit.*, S.452-457, 長谷部文雄訳『資本論第4卷（第3部上）』青木書店、1954年、620-628ページ。
- (5) W. R. Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, 3Vols, Thoemmes Press, 1910-12, P.439。
- (6) 大塚久雄『大塚久雄著作集第一卷』岩波書店、1969年、204ページ。
- (7) 同上書、187ページ。
- (8) 同上書、204ページ。
- (9) 同上書、185ページ。
W. R. Scott, *op. cit.*, I, PP.8-9。
- (10) W. R. Scott, *op. cit.*, I, PP.1f.,15f.。
- (11) *ibid.*, P.45。
- (12) 柿沢昭宣「会社と組合」摂南大学経営情報学部、Discussion Paper, No.15。
- (13) 大塚久雄、前掲書、208-213ページ。
- (14) 柿沢昭宣、前掲論文(2)、316-317ページ。
- (15) 大塚久雄、前掲書、212-213ページ。
- (16) W. R. Scott, *ibid.*, P.18。
- (17) *ibid.*, PP.15-17。
- (18) *ibid.*, P.148。
- (19) G. Unwin, *Studies in Economic History*, edited by R. H. Tawney, Macmillan and Co., 1927, P.329。
- (20) *ibid.*, PP.318-319。
- (21) *ibid.*, P.322。
- (22) W. R. Scott, *op. cit.*, I, P.141。
- (23) R. D. Richards, *The Early History of Banking in England*, Frank Cass & Co., 1958, P.20。
- (24) R. D. Richards, *op. cit.*, P.11。
R. Ashton, *The Crown and The Money Market 1603-1640*, The Clarendon Press, 1960, P.10f.。
- (25) R. Ashton, *op. cit.*, PP.10-11。
- (26) *ibid.*, P.13。
- (27) R. H. Tawney, *Business and Politics under James I*, Lionel Cranfield as Merchant

株式会社の形成

and Minister, Cambridge University Press, 1958, P.115。

- (28) R. Ashton, op. cit., PP.12-13。
- (29) W. R. Scott, op. cit., PP.238-239。
- (30) ibid., P.239。
- (31) ibid., PP.246-247。
- (32) ibid., P.247。
- (33) E. Kerridge, "The Movement of Rent, 1540-1640", The Economic History Review, 2 Ser. Vol.VI, P.22。
- (34) W. R. Scott, op. cit., P.299。
- (35) R. D. Richards, op. cit., P.82。
- (36) W. R. Scott, op. cit., P.299。
- (37) ibid., P.327。
- (38) R. D. Richards, op. cit., PP.143-145。
- (39) ibid., P.145。
- (40) ibid., P.76。
- (41) K. Marx, op. cit., 長谷部文雄訳、前掲書（第3部下巻）、852ページ。
- (42) R. D. Richards, P.152。
- (43) ibid., PP.156-157。
- (44) 田中生夫『イギリス初期銀行史研究』日本評論社、1966年、136ページ。
- (45) K. Marx, op. cit., 長谷部文雄訳、前掲書（第3部下巻）、856ページ。
- (46) R. D. Richards, op. cit., P.175。
- (47) 関口尚志「金融制度の変革——イギリス市民革命における金融問題を中心として——」、大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編著『西洋経済史講座Ⅳ』岩波書店、1960年、147-148ページ。
- (48) 田中生夫、前掲書、125-131ページ。
- (49) 同上書、125ページ。
- (50) R. D. Richards, op. cit., P.87。
- (51) 田中生夫、前掲書、156-157ページ。
- (52) 同上書、104ページ。
- (53) R. D. Richards, op. cit., P.152。
- (54) 田中生夫、前掲書、132-133ページ。
- (55) R. D. Richards, op. cit., P.137。
- (56) J. H. Clapham, The Bank of England, A History, Vol. I, 1944, P.228。
- (57) 田中生夫、前掲書、145ページ。